

事件名：	法分野：不正競争防止法（2条1項12号）
東京地方裁判所平成19年3月13日判決	
<p><b>【事案の概要】</b></p> <p>被告が、原告の商号（以下、「原告商号」という）及び原告の保有する登録商標（以下、「原告商標」という。）と類似する各ドメイン名（以下、「本件各ドメイン」という。）を取得した。そして、被告は、原告に対し、本件各ドメインを10億円以上で買い取るよう請求した。</p> <p>原告は、被告が本件各ドメインを不正の利益を売る目的で取得・保有したことは、不正競争防止法2条1項12号に該当し、これにより原告の営業上の利益を侵害するおそれが生じたと主張し、被告に対し、本件ドメインの取得・保有・使用の禁止、ドメイン名の登録抹消請求及び損害賠償を求めた事案である。</p>	
<p><b>【争点】</b></p> <p>本件ドメイン名と原告商標ないし原告商号との類似性 不正の利益を得る目的 営業上の利益を侵害するおそれ 損害額</p>	
<p><b>【争点に対する判断】（結論：請求一部認容）</b></p> <p>本件各ドメイン名は、「dentsu」の文字部分に「.org」「.org.uk」等の文字部分を組み合わせたものである。これらの文字部分は、多くのドメイン名に共通して用いられるもので、国別トップレベルドメイン、個人利用、非営利団体利用等の属性を付与したドメイン等を示す文字部分であるから、本件各ドメインの出所を表示する機能を有する部分は「dentsu」の文字部分である。したがって、本件各ドメインの要部は「dentsu」の文字部分である。本件商標と本件各ドメイン名は、称呼がいずれも「デンツー」であり、原告を想起させるものであるから観念も同一である。本件商標と本件各ドメイン名は、外観において、本件商標が大文字のローマ字表記であり、本件各ドメイン名が小文字のローマ字表記であるという点で違いがあるものの、いずれも装飾の施されていないローマ字であり、構成文字が全く同一であるから、外観も類似している。</p> <p>被告が原告に対し、電子メールで、本件各ドメインを10億円以上で買い受けるよう通告したこと、被告が本件各ドメイン名の登録に要した費用はわずかに6万7534円にすぎないこと等から、被告に不正の利益を得る目的があった、と認定している。</p> <p>理由を判示せず、営業上の利益を侵害するおそれを認めている。</p> <p>弁護士費用として、50万円を損害と認めた。（請求額200万円）</p>	
<p><b>【コメント】</b></p> <p>・JPDドメインに関する紛争ではないので、JPNICによる仲裁手続によらなかったものと思われます。</p>	